

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第11号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和39年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第1号（略）</p> <p>老人居宅生活支援事業開始届 （略）</p> <p>住所 <u>（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）</u></p> <p>氏名 <u>（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</u> ⑩</p> <p><u>（氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）</u></p> <p>（略）</p>	<p>様式第1号（略）</p> <p>老人居宅生活支援事業開始届 （略）</p> <p>住所 <u>（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）</u></p> <p>氏名 <u>（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</u></p> <p>（略）</p>
<p>様式第2号（略）</p> <p>老人居宅生活支援事業開始届出事項変更届 （略）</p> <p>住所 <u>（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）</u></p> <p>氏名 <u>（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</u> ⑩</p> <p><u>（氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。）</u></p> <p>（略）</p>	<p>様式第2号（略）</p> <p>老人居宅生活支援事業開始届出事項変更届 （略）</p> <p>住所 <u>（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）</u></p> <p>氏名 <u>（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）</u></p> <p>（略）</p>
<p>様式第3号（略）</p> <p>廃止</p> <p>老人居宅生活支援事業 届</p> <p>休止</p> <p>（略）</p>	<p>様式第3号（略）</p> <p>廃止</p> <p>老人居宅生活支援事業 届</p> <p>休止</p> <p>（略）</p>

名 称

代表者 氏 _____ 名[㊟]

〔氏名を自署する場合にあっては、
押印は不要です。〕

(略)

様式第7号 (略)

老人デイサービスセンター等設置届出事項
変更届

(略)

施設の名称

住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕[㊟]

〔氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を
自署する場合は、押印は不要です。〕

(略)

様式第8号 (略)

養護老人ホーム
変 更 届

特別養護老人ホーム

(略)

施設の名称

所 在 地

設 置 者 氏 _____ 名[㊟]

〔氏名を自署する場合にあっては、
押印は不要です。〕

(略)

様式第9号 (略)

廃止
老人デイサービスセンター等の 届
休止

(略)

施設の名称

名 称

代表者 氏 _____ 名

(略)

様式第7号 (略)

老人デイサービスセンター等設置届出事項
変更届

(略)

施設の名称

住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕

氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

(略)

様式第8号 (略)

養護老人ホーム
変 更 届

特別養護老人ホーム

(略)

施設の名称

所 在 地

設 置 者 氏 _____ 名

(略)

様式第9号 (略)

廃止
老人デイサービスセンター等の 届
休止

(略)

施設の名称

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ㊞

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要です。

(略)

様式第10号 (略)

養護老人ホーム 廃止
の 休止届
特別養護老人ホーム 定員減少
定員増加

(略)

施設の名称
所在地
市町長氏 名 ㊞

氏名を自署する場合にあっては、
押印は不要です。

(略)

様式第11号 (略)

養護老人ホーム 廃止
の 休止認可申請書
特別養護老人ホーム 定員減少
定員増加

(略)

施設の名称
所在地
設置者氏 名 ㊞

氏名を自署する場合にあっては、
押印は不要です。

(略)

様式第12号 (略)

有料老人ホーム設置届

(略)

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

(略)

様式第10号 (略)

養護老人ホーム 廃止
の 休止届
特別養護老人ホーム 定員減少
定員増加

(略)

施設の名称
所在地
設置者氏 名

(略)

様式第11号 (略)

養護老人ホーム 廃止
の 休止認可申請書
特別養護老人ホーム 定員減少
定員増加

(略)

施設の名称
所在地
設置者氏 名

(略)

様式第12号 (略)

有料老人ホーム設置届

(略)

住 所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏 名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ㊞

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要です。

(略)

1 (略)

2 条例、定款その他の基本約款

3・4 (略)

5 施設において供与される介護等の内容

6～8 (略)

9 市場調査等による入居者の見込み

10 (略)

11 老人福祉法第29条第7項に規定する前払
金、利用料その他の入居者の費用負担の額

12 入居契約に入居契約の解除に係る返還金
に関する定めがあるときは、当該定めの内容
並びに返還金の支払を担保するための措
置の有無及び当該措置の内容

13 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を
含む。）に関する定めがあるときは、その内
容

14 医療施設との連携の内容

15・16 (略)

添付書類

(1)・(2) (略)

(3) 老人福祉法第29条第7項に規定する保
全措置を講じたことを証する書類

(4) (略)

様式第13号 (略)

有料老人ホーム設置届出事項変更届

(略)

住 所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏 名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

(略)

1 (略)

2 設置しようとする者の登記事項証明書又
は条例等

3・4 (略)

5 施設において供与をされる介護等の内容

6～8 (略)

9 (略)

10 老人福祉法第29条第9項に規定する前払
金（以下「一時金」という。）、利用料その
他の入居者の費用負担の額

11 一時金の返還に関する老人福祉法第29条
第10項に規定する契約の内容

12・13 (略)

添付書類

(1)・(2) (略)

(3) 老人福祉法第29条第9項に規定する保
全措置を講じたことを証する書類

(4) (略)

様式第13号 (略)

有料老人ホーム設置届出事項変更届

(略)

施設の名称

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ㊞

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要です。

(略)

様式第14号 (略)

休 止
有料老人ホーム 届
廃 止

(略)

施設の名称

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ㊞

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要です。

(略)

様式第15号 (略)

養護老人ホーム
事業開始届
特別養護老人ホーム

(略)

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 ㊞

氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を
自署する場合は、押印は不要です。

(略)

様式第16号 (略)

施設の名称

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

(略)

様式第14号 (略)

休 止
有料老人ホーム 届
廃 止

(略)

施設の名称

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

(略)

様式第15号 (略)

養護老人ホーム
事業開始届
特別養護老人ホーム

(略)

住所 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏名 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

(略)

様式第16号 (略)

<p>措置結果報告書</p> <p>(略)</p> <p><u>施設の名称</u></p> <p><u>所在地</u></p> <p><u>設置者氏</u> _____ <u>名</u>④</p> <p>(氏名を自署する場合にあつては、)</p> <p><u>押印は不要です。</u></p> <p>(略)</p>	<p>措置結果報告書</p> <p>(略)</p> <p><u>施設の名称</u></p> <p><u>所在地</u></p> <p><u>設置者氏</u> _____ <u>名</u></p> <p>(略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の老人福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の老人福祉法施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。